

エントリー資格認定委員会規程

第1条〔趣 旨〕

この規程は、Bリーグ規約第8条の2第2項に基づき、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「この法人」という）エントリー資格認定委員会（以下「認定委員会」という）の組織、権限および運営等に関する事項について定める。

第2条〔組織および委員〕

- (1) 認定委員会は、次項に定める3名の委員をもって組織する。
- (2) 認定委員会の委員は、以下各号に定める委員候補者の中から1名ずつ、認定委員会の開催毎にチェアマンが選任するものとする。
 - ① 感染症に関する専門知識を有する医師、大学教授、準教授およびこれらに準ずる学識経験者（以下「医事委員」という）
 - ② 弁護士資格を有する法務委員長および法務委員
 - ③ Bリーグ代表理事および常勤理事
- (3) 認定委員会は、その事務を処理させるため、事務局を置く。

第3条〔所管事項〕

認定委員会は、申請クラブの選手またはチームスタッフについて、以下各号に定める事情を斟酌し、「B1・B2リーグ戦試合実施要項」第6条第1項に定めるエントリーの可否を判断する。

- ① PCR検査等厚生労働省により承認された検査で陽性判定を受けた者への就業制限の解除について、公的機関が定めた基準の充足状況
- ② 統一検査と別に実施した検査（行政検査および医療検査を含む）の結果
- ③ その他エントリー資格認定委員会が認める特段の事情

第4条〔招 集〕

- (1) 認定委員会は、「B1・B2リーグ戦試合実施要項」項第6条の2第2項に定めるBクラブからの申請（以下当該申請をしたBクラブを「申請クラブ」という）を受けた場合に、直ちにチェアマンが招集する。
- (2) 認定委員会は、第2条第2項各号の委員3名全ての出席がなければ審議を行いまは決定をすることができない。当該審議は、電話、インターネット等の通信回線を使用して開催することを妨げない。

第5条〔資料等の取扱い〕

- (1) 認定委員会は、申請クラブから提出される申請書に基づき審議を行う。
- (2) 認定委員会は、必要と認める場合、申請クラブに対して審議に必要な資料の提出を求め、または直接聴聞の機会を設けることができる。

第6条〔言語〕

- (1) 認定委員会の手続きおよび書面における言語は、日本語を使用するものとする。
- (2) 申請クラブが外国語を使用する場合、日本語の訳文を添付しなければならない。

第7条〔審議の非公開〕

認定委員会の審議は非公開とする。ただし、認定委員会が必要と認める場合、関係者の傍聴を許すことができる。

第8条〔決定方法〕

- (1) 認定委員会の決定は、全委員の過半数をもって決する。ただし、医事委員の賛成がなければエントリーを可能とする決定を下すことはできない。
- (2) 前項の決定は、各委員の書面または電磁的記録による意思表示によることを妨げない。
- (3) 認定委員の決定は、申請クラブからの申請がBリーグに到達してから2日以内に行われることを原則とする。ただし、決定が遅延した場合であっても、当該遅延についてBリーグおよび認定委員会は責任を負わない。

第9条〔決定の通知〕

認定委員会は、エントリー可否の決定について、直ちに申請クラブに書面または電磁的方法により通知するものとする。通知には以下の項目を含むものとする。

- ① 当該選手またはチームスタッフのエントリー可否
- ② 前号の判断理由

第10条〔決定の公表〕

前条に定める認定委員会の決定内容は、公表しない。ただし、全てのBクラブに限り決定内容を通知するものとする。

第11条〔決定の効果〕

認定委員会の決定はBリーグにおいて最終のものであり、不服申立等を行うことはできない。

第12条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第13条〔施 行〕

本規程は、令和2年9月28日から施行する。

〔制 定〕

2020年9月28日